

# なぜ化粧することは校則で禁止されているのか？ : 戦前戦後の教育からの一考察

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-01-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小出, 治都子 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://osaka-shoin.repo.nii.ac.jp/records/2000053">https://osaka-shoin.repo.nii.ac.jp/records/2000053</a>

# なぜ化粧することは校則で禁止されているのか？ —戦前戦後の教育からの—考察—

学芸学部 化粧ファッション学科 小出治都子

**要旨：**本研究は、なぜ化粧することは校則で禁止されているのか、について教育の視点から考察したものである。近年「ブラック校則」として化粧や服装に関する校則が話題になっており、児童・生徒の化粧についてはさまざまな先行研究で現状調査がされ、またその危険性なども言及されている。しかし、戦前の女子教育を見てみると、高等女学校に通う女学生たちは化粧を容認されていた。化粧が否定されるようになったのは、戦後の教育改革により男女共学制になったことや純潔教育が行われたことと無関係ではないだろう。これらの要因により児童・生徒の化粧が否定されたことが現代まで「ブラック校則」として残ってしまっているのではないかと思われる。

**キーワード：**化粧、ブラック校則、女子教育、男女共学、純潔教育

## 0. はじめに

2022 年 12 月、文部科学省より「生徒指導提要」が改訂された。その「まえがき」には次のように書かれている。

本年 6 月に「こども基本法」が成立し、子供の権利擁護や意見を表明する機会の確保等が法律上位置付けられました。子供たちの健全な成長や自立を促すためには、子供たちが意見を述べたり、他者との対話や議論を通じて考える機会を持つことは重要なことであり、例えば、校則の見直しを検討する際に、児童生徒の意見を聴取する機会を設けたり、児童会・生徒会等の場において、校則について確認したり、議論したりする機会を設けることが考えられます。児童生徒が主体的に参画することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、児童生徒自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものと考えています<sup>1</sup>。

これは近年「ブラック校則」として話題になっていた化粧や服装に関する不合理な校則を受けて書かれた文言である。2017 年に茶髪を黒く染めるよう繰り返し指導され、精神的苦痛を受けたとして、元女子生徒が

府に損害賠償を求めた裁判において「ブラック校則」の議論は活発化することとなった<sup>2</sup>。2019 年には「ブラック校則をなくそう！プロジェクト」が発足するなど、ブラック校則に対する動きが取り上げられるようになった<sup>3</sup>。日本トレンドサーチは 2022 年に東京都の都立高校で廃止になったブラック校則についてのアンケートとともに、回答者自身の高校での校則について、「高校の校則に関するアンケート」として調査を実施している。その結果、『「高校生らしい」等表現があいまいで誤解を招く指導』や「下着の色の指定」、「頭髪に関する届け出の提出（地毛証明書）」の撤廃については「賛成」が 46%を超えている。それに対し、「髪を一律に黒くする」という校則については、30 代以下の回答者のうち、約 44%が「賛成」としているものの、40 代から 60 代と年齢が上がるにつれ、「賛成」よりも「反対」とする回答者が多くなる。また、

<sup>2</sup> 「黒染め指導、二審も『適法』大阪高裁『指導のあり方、常に検証を』」、朝日新聞デジタル、2021-10-28  
大阪地裁の判決後、元生徒側は控訴したが、2021 年に大阪高裁は棄却し、一審判決に続き、校則や頭髪指導は適法とした。

<sup>3</sup> 「求められる不合理な校則の見直しと改訂版生徒指導提要の概要」、NIKKYO WEB、2023-7-5  
2019 年 8 月 23 日には NPO 法人の代表らが『ブラック校則をなくそう！プロジェクト』を発足。校則の見直しを求める 6 万人を超える署名を文部科学省へ提出した。

<sup>1</sup> 文部科学省 (2022) 「まえがき」『生徒指導提要』

高校の校則についての質問では、「ブラック校則には反対だが、校則はあった方がよい」という回答が81%となっており、最低限の校則は必要であるという意見が多くある。

この結果を見ると、服装や頭髪に関する届け出などについての廃止に対する賛成意見が多かったものの、「髪を一律に黒くする」という校則については意見が分かれている。しかし、なぜ髪は黒くしなければならないのかについて明確に示している資料はないと言える。

他にも、日焼け止めを塗ることを禁止されるなど、化粧行為に対する校則は厳しい<sup>4</sup>。校則における「化粧」とは何を指しているのだろうか。石田（2009）は「最も広義の「化粧」のうち、入浴・洗顔・爪切り・歯磨きといった行為は現代社会では身だしなみとして位置づけられている（中略）さらに、整髪や髪切りのような髪を整える行為や、男子中高生の髭剃りなども、社会生活を円滑に過ごすための身だしなみとみなされ、児童・生徒世代にも要求されている行為だ」としている（p. 7）。つまり、身だしなみとしての化粧は許容される行為（むしろやらなくてはいけない行為）といえる。では、髪を一律に黒くしないことや日焼け止めを塗ることは許容されない行為なのか。

また、児童・生徒の化粧については先行研究が多数あるものの、「なぜ化粧することは校則で禁止されているのか」「校則で禁止されないまでも児童・生徒が化粧することは好ましく思われないのか」については言及されていない。そのため、本稿ではこれらの点に着目し、教育の視点から考察することとする。

## 1. 先行研究からみる児童・生徒の化粧

児童・生徒の化粧は、1990年代の女子高生ブームの頃からメディアに取り上げられるようになり、その後女子高生だけでなく小学生や未就学児にまで広がっていったとされる（石田 2006、pp. 31-32）。2003年には、日本能率協会総合研究所によって子ども用化粧品（キッズコスメ）に関する調査がなされ、3歳から9歳までの子ども（女の子）を持つ母親300名を対象に、化粧品の購買場所や、使用する色などの調査結果が出され、子どもの化粧の実態が明らかとなった。

<sup>4</sup> 「なぜ禁止？学校での『日焼け止め』論争への大疑問」、読売新聞オンライン、2023-6-20

日焼け止めを塗ったことで学校や先生に叱られるケースや、保護者から日焼け止めの使用願を出したが拒否されたなど、さまざまなケースが見受けられる。

2004年の株式会社バンダイによる「〈バンダイ子どもアンケートレポート Vol. 111〉～お子さまの欲しい大人の持ち物は？～」の中で化粧品が上位に入っている<sup>5</sup>。また、小出（2018）は、子ども向け化粧品とマンガについて分析し、その関係性を探っている。さらに、徳田・水野（2018）が幼児向け雑誌やコスメ玩具の分析を行い、幼児にとっての化粧や保育者の化粧に対する認識について調査分析している。これらの研究調査から、児童・生徒世代にとって化粧品は身近なものであり、生活を送る上で必要なもののひとつになっていることが理解できよう。しかし、化粧品が必要なものとして認識される一方、「化粧をする」という行為については2007年の東京都生活文化局の「化粧品類の安全性等に関する調査」のように使用に関して危惧する意見がある<sup>6</sup>。

石田（2006）は児童・生徒の化粧の現状を調査し、「児童・生徒は人気タレントを手本にし、そのタレントに近づこう、マスメディアを用いた戦略によって欲望を植え付けられ、消費に導かれている」と述べる（p. 39）。さらに、大人の立場については子どもが流行に乗ることが子ども自身の幸せであり、子どもの人間関係の中での有利なポジションを得ることができると信じている者もいると述べたうえで、次のように論じている。

実際、家庭や学校において児童・生徒の化粧に対して当人と向き合って話し合ったことのない者が

<sup>5</sup> 調査対象は0才～12才の子どもの保護者2,000名にアンケート調査を行っている。その結果、男女総合で1位：携帯電話（65.4%：1,308名）、次いで2位に化粧品（14.3%：286名）が入っている。男女別では男子（回答人数：1,000名）の中で7位（3.9%：39名）、女子（回答人数：1,000名）の中で2位（24.7%：247名）となっている。

<sup>6</sup> 子ども用化粧品に関する調査結果は下記の通り記されている。

「子ども用化粧品は、玩具店等でも販売されているが、薬事法では、大人用の化粧品と同様に化粧品に分類されており、主要な成分は、大人用の化粧品と変わらない。試買調査の結果、すべての商品に成分表示がされていたが、子どもが使用するということに配慮した注意表示があった商品は少なかった。

インターネットアンケートによる実態調査では、約45%の女児（12歳以下、571名中256名）に化粧の経験があり、その中の約10%（29名）がその後も時々化粧をしていた。化粧経験者のうち、2.2%（6名）が皮膚障害等の危害を受けていた。」

多く、また大人が児童・生徒に対して化粧の点的確な助言や指示や注意などを出すこともないままに、あるいはできないままに、見過ごしているケースがほとんどである。とくに化粧においては児童・生徒の興味の赴くまま野放しのケースも多い。(石田 2006、p. 39)

このような家庭や学校が対応しきれない状況に対し、石田は「人それぞれの美しさ」と「年それぞれの美しさ」の2種類の多様化を軸に「スロービューティー」を打ち出し、その組織的・戦略的普及の対象として児童・生徒への「化粧教育」を提唱した(石田 2009、p. 118、p. 126)。「化粧教育」は児童・生徒の化粧に対して、社会の中で一定の価値基準に基づいて一定の対策をとることを目的としており、さらに教育側の大人が化粧の意味や役割を考えることも含めた大人の「化粧教育」でもあるとする(石田 2009、pp. 126-127)。さらに、石田の「化粧教育」と同じように、他の研究者においても化粧に関する正しい知識を得ることを論じている。例えば、鈴木(2018)は次のように述べる。

化粧などの装いは、本人が所属する社会の中で選択されるツールである。そして、対人関係の構築など社会生活を営むうえで重要なツールの一つであると同時に、自己と向き合う上でも重要なツールの一つである。子どもに広がっているおしゃれを一律でよくないもの見なすことは、別の問題を生じさせる可能性はある。

(中略)おしゃれから安易に遠ざけるだけでなく、適切な使用方法などを教えることも必要であろう。どの程度おしゃれの知識と技術を教えるのか、そのバランスは今後検討していく必要がある。適切なおしゃれの方法、そして身体のトラブルについて、家庭と学校保健での教育が今後重要になってくると考えられる。(pp. 68-69)

鈴木は化粧を社会、対人関係、自己形成のための大切なツールであると述べる。そのため、単に化粧を否定するのではなく、適切な使用方法を教えるべきであり、化粧などの装いによる身体のトラブルを減らすよう教育が必要であるとする。

身体トラブルについては、皮膚科医の岡村(2019)が子どもの「おしゃれトラブル」を取り上げ、その原因のひとつが子どもの皮膚が構造的にも、免疫学的にも未熟であり接触皮膚炎等を生じやすいためと述べて

いる(p. 23)。そして、石田と同じく、親が自分の意見を持たずに、また十分な知識もない為に反対しないことを挙げ、皮膚科医も学校に出向き、現実の子どもの世界、学校で何がおこっているかなどの、実際の生活を把握し指導すべきだと提言している(p. 23)。

このように、さまざまな先行研究で指摘されているように、児童・生徒の化粧に対して「的確な助言や指示や注意」ができず「野放し」となっていること、またその状況はすでに2006年から論じているにもかかわらず、現在になっても変化がないと言わざるを得ない。そのような状況の中、「社会の中で選択されるツール」であろうと、「対人関係の構築など社会生活を営むうえで重要なツール」であろうと、「自己と向き合う上でも重要なツール」であろうと、「児童・生徒の化粧は必要ない」と一括りにし校則によって一律にし、例外者を出さないようにしているからではないかと推測する。しかし、児童・生徒の身体は各々違うため、一律にすることは不可能であり、その結果、裁判やブラック校則として取り上げられることとなったと言える。

## 2. 戦前の女子教育からみる化粧

先行研究では児童・生徒世代の化粧に関する実態調査がされ、その状況が明確に捉えることができる。また、児童・生徒が化粧をすることにに対して保護者や教育者などの世代があまり快く思っていないことも読み取ることができた。しかし、「なぜ化粧することは校則で禁止されているのか」「校則で禁止されないまでも児童・生徒が化粧することは好ましく思われぬのか」という点については明らかになっていない。この点については、学校教育の歴史、特に女子教育の視点から紐解く必要があるだろう。なぜならば、戦前の女子教育を行っていた高等女学校において化粧は認められていたものだったからである。

高等女学校は1895年1月に高等女学校規定、1899年2月に高等女学校令が公布され全国に設立された。1947(昭和22)年3月に学校教育法が公布され、1948(昭和23)年度に新制高等学校が発足するまで、高等女学校は女子中等教育を担っていたのである(文部科学省HP「二 高等女学校令の制定」)。高等女学校について、小山(1991)は次のように述べている。

高等女学校は、一方で中等教育機関でありながら中学校に比べると教育内容や教育程度は低く、他方で良妻賢母育成を目標に掲げながら、家事・育

児教育に徹さず、従来の女子教育に比べれば、程度の高い普通教育が与えられる学校であった。  
(p. 50)

小山の論からも分かるように、高等女学校は（男性を対象とした）中学校教育よりは教育内容が低いものの、家事育児教育に専念していたわけでない、中途半端な立場にあった。高等女学校に通う女学生たちについて、渡部（2007）は「出産可能な身体を持ちつつも就学期であることを理由に結婚および出産を猶予されていた特別な期間」を与えられている存在であり、最終的には結婚し、良妻賢母になることが求められていた存在であったとする。そのため、高等女学校に通っている間に結婚して退学していくという構図が出来上がっていく。井上（1995）は高等女学校に通っている間に結婚し退学していくことは美人だということであり、卒業までいると「卒業面」として、結婚できなかった存在として見なされていたと述べる。そのため、化粧をすることは身だしなみとして捉えられ、「昭和に入る頃までの女学校では、化粧をしないで学校に行く生徒は女性としての身だしなみを欠く不道德な者」（石田2009、p. 99）と捉えられていたようである。また、小出（2016）は近代の女子教育において化粧がどのように捉えられていたか、当時の教科書や女性教育者たちの教育論から考察し、「女子教育のカリキュラムには常に礼儀として、身だしなみとして、容貌を整える必要性が含まれていた。容貌には美しさが求められ、そのための美容や化粧も、常に過度な装飾や容貌への固執を自制することがセットにされて、容認されていた」と述べている（p. 68）。

当時の女子教育者の一人であり、実践女学校創設者の下田歌子は『婦人常識の養成』の中で、身だしなみと虚飾について次のように論じている。

身嗜みは、自分を美しく見せると云ふ考へよちも、高尚に端正に見られて、他人に失礼に當らぬ様にするると云ふ考へがあらまほしいので御座います。艶麗、濃美といふよりも、高潔、清楚と云ふ方が、即ち身嗜みの極意であらうと存じます。所が、虚飾となりますと、身分をも忘れ、年齢をも忘れて、無暗に派手な、若い風をして見たり、非常に美しい衣物や帯を着けて見たり、金銀珠玉の飾り物に高價な金を拂つても、猶飽き足らぬとなるもので御座います。（pp. 272-273）

下田は身だしなみの化粧を「高尚に端正に見え、他人に失礼がない」ものであるとする。また、当時の少女向け雑誌『少女の友』において「女の身だしなみ」を掲載した下田は次のように述べている。

白粉をつけるならば無鉛の物を選び、皮膚はよく／＼洗つてつけるのです。小鼻や眉毛や生え際に固まつたり、彼方此方に斑があつたりするのは身苦しいものです。そして成るべく女學生は薄りお塗りなさい。（pp. 54-55）

女子教育者が女学生に身だしなみとして化粧をするならば、「薄く白粉を塗りなさい」と説いていることは現在の教育からは考えられないことである。当時の女学生たちの最終目標が結婚だったからこそ、教育者も女学生の化粧を容認していたといえよう。

このように、近代の高等女学校では過度な装いは許容されないものの、身だしなみとしての化粧が認められていたのである。しかし、太平洋戦争後の教育改革により、高等女学校が廃止されると状況が大きく変化する。

### 3. 戦後の教育改革と化粧

1947年2月に「学校教育法」が公布され、1948年度には新制高等学校が発足した。新制高等学校の発足に当たって、学区制、男女共学制および総合制の3つが原則とされた（文部科学省HP「三 新制高等学校の発足」）。この新制高等学校の発足において男女共学が原則とされたことについて、小山（2009）は次のように述べている。

戦前においては、女子の教育機会は男子よりも制限され、また同じ中等教育であっても女子の方が教育レベルが低かったため、まずはその制限を撤廃して男子の有する教育機会を女子にも開き、男子の教育水準へ女子教育も引き上げることがめざされていたと言えるだろう。

このこと自体は、戦前の女子教育の状況を考えてみれば、実に画期的なことであったといわねばならない。ただここでの認識枠組みは、男子の教育のあり方を一つの基準として、そこに女子教育を近づけることが女子教育の向上・改善である、というものであり、その主眼は、教育機会や教育内容の平準化であった。（p. 5）

前述した通り、戦前の女子教育は中学校に比べて教育水準が低いものであった。そのため、その水準を上げるといことは、女性への教育機会が増えたことと繋がった。しかし、男女共学制についてはさまざまな議論を呼んだ。特に、思春期の男女がともに学ぶことへの不安や風紀問題への危惧は、なかなか時間が経過しても解消しはしなかった、と小山は述べる（小山2009, p. 36）。そして、男女共学が実施されるということ、単に男女が同じ教室でともに学ぶということだけを意味するだけでなく、男女が級友としてお互いに知りあうという経験をもたらす、思春期の男女の交際と未経験の、未確立の概念として現れ、純潔教育の課題として浮上することとなったのである（小山2014, p. 19）。

純潔教育は、文部省社会教育局によって敗戦直後から取り組まれた、風俗対策、治安対策の一環として位置付けられた施策である。1946年11月に決定された「私娼の取締り並びに発生の防止」を出発点とし、その中の「子女の教育指導によって正しい男女間の交際の指導・性道徳の昂揚をはかる為措置を講ずること」、「正しい文化活動を助成して青年男女の健全な思想を涵養するために措置を講ずること」とある部分の具体的対策が純潔教育であった（田代2003, p. 213）。この純潔教育の課題に対して正しい男女交際や注意点を記した最初の書物が1950年に文部省によって刊行された『男女の交際と礼儀』である。

1951年に解説として刊行された『男女の交際と礼儀：学校における指導の解説 文部省版』には、「服装上の諸注意」として(1)から(13)の項目に分けて記述されており、その中に化粧に関連する内容が見られる<sup>7</sup>。その内容は下記の通りである。

<sup>7</sup> 女子への注意として(1)から(11)には下記のことが記されている。

- (1) 正しい下着のつけ方
- (2) 下着類は色は白か黒で作られ、赤や桃色などの挑発的な色彩は避けるべき
- (3) 下着なしで、毛のものをおちかに着せないように注意
- (4) 運動用のシャツとスカートの形に注意する。特に女子は体の形、ことに乳房や腰の形が露骨に表れないようにする
- (5) ブルーマーの裾と靴下の間が開かないように長靴下をはく
- (6) ブラジャーやコルセット、シュミーズは体を締めつきすぎないようにする
- (7) 夏、短い袖のものを着て脇下や体がのぞけるものはよくない

(12) 女学生のパーマネントは問題となっている。許可している学校、余り目立たなければ大目に見ている学校、全く禁じている学校などいろいろあるようであるが、その学校の規則の中で、まず清潔を重んじた少女らしい髪型を選ぶようにする。

(13) 制服の女学生がお化粧をすると、給仕さんのように見えたりするものである。若い人たちの肌は艶やかでお化粧の必要がないことを教える。(pp. 172-173)

この記述から、1950年にはすでに髪型（パーマネント）の問題、禁止とまではされていないものの化粧の問題が取り上げられている。そして、清潔を重んじた少女「らしい」髪型、給仕さんの「ように」見える化粧という書き方をすることにより、科学的な視点ではなく、道徳的な視点で捉えていると見ることができる。これは純潔教育に関する問題点として『正しい性科学知識の普及』を全く欠落させ、道徳の問題に集約されているという点にある。（田代2003, p. 224）と一致しているといえよう。このことにより、学校での化粧は科学的な視点ではなく、道徳的な視点で捉えるものと考えられるようになったのではないだろうか。

さらに、純潔教育の発端とも言える「パンパン」と呼ばれた街娼たちの存在も、教育における化粧の捉え方の一因になっていると考えられる。茶園（2014）は当時の資料から、「パンパン」の化粧について「化粧が派手」「厚化粧」であると述べている（p. 134）。

「パンパン」たち街娼は男性を誘惑する女性であり、男女の清い交際を求める純潔教育において認められないものであったであろう。その彼女たちを形作るもののひとつとして挙げられるのが化粧である以上、教育において化粧は否定せざるを得ない存在となったのではないだろうか。そして、彼女たちを表現する際に出てくる「化粧が派手」「厚化粧」は児童・生徒の化粧を否定する十分な材料となったであろう。そのため、

- (8) ズボンの色や材料に注意し、型のくずれただらしないものにならないようにする。また、腰の線があまり挑発的にあらわに出ないようにする
- (9) 靴は発育することを考慮して大きすぎない程度のゆるみを持ったものを買う
- (10) 特別でもない限り、通学に宝石類や指輪・腕輪などを身につけない
- (11) ウェストラインを補足するために、紐や布で腰を締めつけないようにする

高等女学校では許容されていた化粧は、戦後の教育において児童・生徒が「するべきではないもの」として捉えられてしまったのではないかと推測する。石田(2009)は資生堂が発売した「ティーンズ化粧品」(1960年)と「シュラルー」(1970年)を取り上げ、「いずれも十代の就学者はたとえスキンケアであっても化粧をする年齢ではないという意識が一般的であったため、ヒットしなかった」と述べており(p. 99)、この頃には児童・生徒の化粧は必要ないものとして捉えられていたといえる。そして、それが現在にも続き、時代にそぐわない校則として続いていると考察する。

#### 4. おわりに

本稿では、「なぜ化粧することは校則で禁止されているのか」「校則で禁止されないまでも児童・生徒が化粧することは好ましく思われないのか」について、先行研究を整理するとともに、戦前の女子教育、戦後の純潔教育から考察したものである。

戦前の女子教育において、化粧は容認され、身だしなみとして白粉を塗る化粧が認められていた。しかし、太平洋戦争後の教育改革により、男女共学が謳われ、性教育として純潔教育が行われたことにより、化粧に対する捉え方は変化する。さらに、純潔教育の発端とも言える「パンパン」などの街娼たちの存在も化粧を否定的に捉える要因となってしまったと考察できる。その結果、現在まで続く化粧に対する否定的な考え方は教育の中で変化することなく、現在に至っているといえよう。そうなると、教育における化粧の認識や捉え方を変える必要があるだろう。

先行研究者たちがこれまで論じてきたとおり、化粧に関する正しい知識を子どもたちに教えることは必要なことであり、さらに教員や保護者など大人も、化粧に対する間違った認識を改めない限り、児童・生徒たちと大人たちの化粧に対する考え方の違いは平行線をたどるだろう。髪を一律に黒くしなければならないという児童・生徒の事情を無視した校則や、日焼け止めを塗ることが許されず、近年とくに強くなった日差しによって肌が焼ける(ひどい場合はやけどする)状況に対して、大人は化粧に対する認識のアップデートが必要である。そして同時に、子どもたちはメディアや周りの環境に流されず、「なぜ自分には化粧が必要なのか」を考えることが必要である。それが、「はじめに」で紹介した「生徒指導提要」に記載された「児童生徒が主体的に参画することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、児童生徒自身がその根拠

や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するもの」に繋がると思われる。

本稿は教育の視点から化粧が否定的に捉えられた要因について探ったものである。その発端となった戦後まもなくの男女共学制と純潔教育と化粧の関連性については見いだせたといえよう。しかし、現在までの教育と化粧の関連性についての詳細な記述は紙面の都合上見送った。今後、この部分についても詳しく論じていきたい。

#### 参考文献

- 「黒染め指導、二審も『適法』大阪高裁『指導のあり方、常に検証を』」、朝日新聞、2021-10-28、朝日新聞デジタル  
<https://www.asahi.com/articles/ASPBX53YFPBXPTIL014.html> (2023-9-26 取得)
- 石田かおり(2006)「児童・生徒の化粧実態とその問題点——化粧教育提案のための実態分析——」『駒沢女子大学 研究紀要』第13号、pp. 27-41
- 石田かおり(2009)『化粧と人間——規格化された身体からの脱出』法政大学出版局
- 伊藤秀吉等(1951)『男女の交際と礼儀：学校における指導の解説 文部省版』、目黒書店
- 井上章一(1995)『美人論』朝日新聞社
- 岡村理栄子(2019)「子どもたちのおしゃれに障害の実態」『子どもの文化』51(4)、pp. 22-28
- 株式会社バンダイ(2004)「〈バンダイ子どもアンケートレポート Vol. 111〉～お子さまの欲しがる大人の持ち物は?～」
- 小出治都子・熊谷伸子(2018)「女子学生の化粧行動にみるまんが雑誌からの影響」『ファッションビジネス学会論文誌』Vol. 23、pp. 13-21
- 小出治都子(2016)博士論文「女子教育における化粧の役割—少女—に求められた化粧の歴史—」
- 小山静子(1991)『良妻賢母という規範』勁草書房
- 小山静子(2009)『戦後教育のジェンダー秩序』勁草書房
- 小山静子・赤枝香奈子・今田絵里香編(2014)『変容する親密圏/公共圏8 セクシュアリティの戦後史』京都大学学術出版会
- 下田歌子(1910)『婦人常識の養成』実業之日本社
- 下田歌子(1916)「女の身だしなみ」『少女の友』10月号、pp. 54-55
- 鈴木公啓(2018)「子どものおしゃれの低年齢化：未

- 就学児から高校生におけるおしゃれの実態』『慶応技術大学日吉紀要. 言語・文化・コミュニケーション』No. 50、pp. 53-69
- 鈴木公啓 (2019) 「子どものおしゃれの実態とそれをとりまく社会」『子どもの文化』51 (4)、pp. 8-15
- 田代美江子 (2003) 「第九章 敗戦後日本における『純潔教育』の展開と変遷」橋本紀子・逸見勝亮編『ジェンダーと教育の歴史』川島書店、pp. 213-239
- 茶園敏美 (2013) 「GI とつきあう女たち：占領期日本における『オンリー・ワン』『コンタクト・ゾーン』6巻、pp. 128-162
- 東京くらし WEB (2007) 「子ども向け化粧品・染毛剤等の安全性に関する調査結果」  
[https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/anzen/test/cosmetics\\_press.html](https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/anzen/test/cosmetics_press.html) (2023-9-26 取得)
- 徳田克己・水野智美 (2018) 「現代の子ども文化の中に見られる化粧の話題の分析と保護者と保育者の化粧に関する認識」『コスメトロジー研究報告』Vol. 26、pp. 146-152
- 文部科学省 (2022) 『生徒指導提要』(第 1.0.1 版)
- 文部科学省 HP 「学生百年史 二 高等女学校令の制定」  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317627.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317627.htm) (2023-9-26 取得)
- 文部科学省 HP 「学生百年史 三 新制高等学校の発足」  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/others/detail/1317746.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317746.htm) (2023-9-26 取得)
- 「ブラック校則をなくそう！」プロジェクト HP  
<http://black-kousoku.org/> (2023-9-26 取得)
- 「求められる不合理な校則の見直しと改訂版生徒指導提要の概要」、日本教育新聞、2023-7-5、NIKKYO WEB  
<https://www.kyoiku-press.com/post-232952/#:~:text=> (2023-9-26 取得)
- 日本トレンドサーチ【ブラック校則問題】81.4%が「ブラック校則には反対だが、校則はあった方がよい」  
<https://trend-research.jp/13439/> (2023-9-26 取得)
- 日本能率協会総合研究所 (2003) 『子ども用化粧品(キッズコスメ)に関する調査報告書』
- 「なぜ禁止?学校での『日焼け止め』論争への大疑問」、東洋経済オンライン、2023-6-20、読売新聞オンライン  
<https://www.yomiuri.co.jp/fukayomi/toyokeizai/20230620-SYT8T4270386/> (2023-9-26 取得)
- 渡部周子 (2007) 『<少女>像の誕生－近代日本における「少女」規範の形成』新泉社

## **Why Is Makeup Prohibited by School Rules?: An Analysis of Prewar and Postwar Education**

Faculty of Liberal Arts, Department of Beauty and Fashion Studies  
Chitoko KOIDE

### Abstract

This study, from an educational standpoint, examines the reasons behind the prohibition of wearing makeup by school rules. In recent years, regulations concerning makeup and attire in schools have sparked discussions, often referred to as ‘unreasonable school rules.’ Previous research has explored the current usage of makeup among children and students, highlighting potential risks. However, when looking at prewar education for girls, it’s worth noting that makeup was allowed for female students attending girls’ high schools. The prohibition of makeup is likely linked to the postwar educational reforms that introduced a coeducational system and emphasized purity education. These influences may have contributed to the ongoing prohibition of makeup for students, often dubbed as ‘unreasonable school rules.’

Keywords: makeup, unreasonable school rules, education for girls, coeducational system, purity education